

学 位 論 文 題 名

漁家概念に関する統計的研究

学位論文内容の要旨

「漁家」についての概念規定は、論理的研究はなされているものの、実態概念を把握する研究としては長い間なされてこなかった。それは、農林水産統計における旧規定による漁業構造統計の区分の範囲を基礎として漁業経済研究がなされてきたことにも問題があった。本研究は従前から作成されている漁業構造統計、及び漁業構造の変化を踏まえて作成された新たな統計の分析を通じ、漁家概念の深化を図ることを目的とした。

第1章では、本論文の視点と課題を明らかにした。即ち、①漁業経営体の定義上、漁家の下限規定を漁業の海上作業従事日数 30 日線とすることの妥当性の検討、②世帯単位で判定する自営漁業の専兼業分類の問題点、及び高齢専門化の実態解明の的確性の検証、③「第8次漁業センサス」による構造分析の検証を通じて的確な漁家分析が可能となる統計分類の検出、等が課題であることを指摘した。

第2章では、漁業センサス結果からみた漁家の下限規定の的確性の検討を行った。漁業生産構造の変化を明らかにしつつ、漁家の下限ライン上の漁家数の検討、漁業従事日数と漁獲物の販売金額（以下「漁獲金額」という。）の関連、農家の定義との比較検討を通じ、漁家の下限規定を変更することの必要性はうかがえないことを明らかにした。

第3章では、自営漁業の専兼業区分の問題点とこれへの対応について検討した。漁業における専門化の進展は、高齢専門漁家の増加によりもたらされている。こうした漁家を積極的な家族労働力の漁業への投入による専門漁家と区別する必要性の認識に立って作成された統計「基幹的漁業従事者の性別・男子年齢階級を組み合わせた統計」により得られる知見を検証した。この結果、①基幹的漁業従事者が 60 歳以上の漁家の割合は第2種兼業が最も高いが、第1種兼業よりも専業の方がその割合が高いこと、②高齢専門漁家は、主とする漁業種類が第2種兼業

に類似すること、③高齢者が基幹的漁業従事者である場合、専業となるか第2種兼業となるかは、世帯員数の多少が大きな要因となっていること、等が明らかとなった。

第4章では、漁業労働力となり得ない者の他産業就業、及び職業選択の可能性が拡大した社会経済構造の変化を踏まえ、漁業従事世帯員に着目した統計の整備による漁家認識の必要性を明らかにした。また、漁家らしさを識別する要件を①自営漁業への依存度、②経営規模、③漁業従事日数、④投入している漁業労働力の質と量、⑤漁獲金額の多寡、等に集約し、既に作成されている統計の要件構成を吟味の上、「第8次漁業センサス」において新たに作成された統計が、①と③と④のうちの漁業労働力の質が組合わされた意義を有するものであることを明らかにした。

第5章では、漁家の世帯員数と漁業の態様の関連性について検証した。この結果、自営漁業に従事する世帯員数によって漁業への係わり方が異なっており、①人数が多くなるにつれて専業、及び第1種兼業の割合が高まるとともに、海面養殖階層への傾斜が鮮明となること、②人数の増加とともに動力船階層は減少するが、トン数規模の大きい経営体階層が増加すること、③1人と2人以上とでは、主とする漁業種類に明確な差があり、1人では釣、刺網が、2人以上では海面養殖が中心となること、等が明らかとなった。

第6章では、「第7次漁業センサス」以降の専兼業状況の展開について検証を行った。特に、高齢専業化の進行状況を明らかにするとともに、今後の高齢化の様相について予想を行った。この結果、①昭和63年から平成5年の間は、専業は漁家数の減少がわずかであったことから、相対的に専業率が高まったこと、②専業漁家については、終戦直後漁業に就業した団塊を成す年齢層が60歳を超えたことにより、基幹的漁業従事者が60歳以上の漁家が、ほぼ半数に達したこと、③漁業種類のうち営んでいる漁家数が最も多い“その他の釣”は、高齢化によるリタイアの割合が低く、かつ高齢化に伴う他の漁業種類からの参入が多いことにより、高齢専業化率が6割超と突出して高率となっていること、④今後予想される平成10年の漁家数は、平成5年より13%減少し、更に、基幹的漁業従事者が60歳以上の漁家の割合は、全漁家の過半数に達することになると予測でき、漁業生産力の弱体化が避けられないものとなること、等が明らかとなった。

第7章では、第4章でふれた「第8次漁業センサス」において新たに作成され

た統計により漁家の検証を行った。この結果、①主とする漁業種類については、漁業従事日数の長い漁家では海面養殖業を主とする割合が高く、短い漁家では海面養殖は大きく後退する。漁業従事日数が短い漁家では、専業でも第1種兼業でも比較的若手労働力がある漁家で、採藻が主要漁業種類となっている。“その他の釣”は、第2種兼業での中心的な漁業種類であるが、専業及び第1種兼業でも高齢者で漁業従事日数が短い漁家での主要漁業種類となっていること、②経営体階層構成は漁業従事日数の長短で大きく異なり、日数の短い漁家は専業においても沿岸小型動力船階層が多く、この傾向は高齢になるほどより顕著になること、③漁獲金額は、専兼業の別、年齢区分の相違によって格差がみられるが、日数の長短による金額格差は更に大きいこと、等が明らかとなった。

本研究の結論は、次の5点である。

第1に、「漁家」については、構造統計上の概念規定として、長い間沿岸漁業層の個人経営体を指すにとどまってきたことの内容を再検討するとともに、内実が変化する漁家を的確に認識するための検討を統計論的立場から行ったことである。即ち、漁業生産構造解明につながる漁家の識別力を高める上で、漁業への依存度、漁業労働力の質及び漁業従事日数を組合わせた漁家区分が有効であることが明らかになった。また、今後、高齢化の進展が更に高まるとみられることから、経営の継承性や発展性に着目した漁家区分を必要としているとの知見を得た。

第2に、漁家の範囲については、資源管理型漁業の進展の下での漁業実態からみて、下限の30日線の切り下げ、及び下限日数に達しない漁家であっても漁獲金額による“例外規定”を新たに必要としていることを提起した。

第3に、世帯単位でみる自営漁業の専兼業区分は、基本的には漁業の将来性、発展性との関連において世帯員労力の漁業への投入が決定付けられると考えられることから、従前の専兼業規定を継続する一方、自営漁業に従事する世帯員に着目した統計作成の必要性を論証した。

第4に、基幹的漁業従事者の年齢区分別構造分析により、漁業者はすべて競合するわけではなく、資本力の相違、漁業労働力の質の相違などによって“棲み分け”がなされて、全体として地域漁業の再生産を支えている実態を明示した。

第5に、変動の大きい漁業動向からすれば、あらかじめ用意された統計の利用性には限界があり、原データから課題に合わせて即時に統計が作成されるような体制整備の必要性を指摘した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 廣 吉 勝 治

副 査 教 授 天 下 井 清

副 査 助 教 授 古 林 英 一

副 査 教 授 加 瀬 和 俊 (学外)

学 位 論 文 題 名

漁家概念に関する統計的研究

わが国の中心的な漁業経営様式はいわゆる漁家経営（＝家族労作経営）であるが、構造統計上の概念としては“漁家”ではなく「個人経営体」という用語が使用されてきた。変動性の高い漁業生産の特質を表すものとして「農家」概念とは異なった規定性が与えられてきたからである。しかし、今日この個人経営体の実態は経営内容においても、世帯員の構成や就業面においても、また漁場利用においても変化が著しい。その変化に対応した漁家の統計概念を内容的に再検討することは今日の漁業経済研究の重要課題のひとつといえる。主論文はこの課題に迫る積極的な意義を有するものである。

論文の意義は、第1に、これまでのセンサス等構造統計の歴史的レビューを通して、著しく変貌し、かつ多様化する沿岸漁業を的確に把握すべく「漁家らしい漁家」の抽出法について検討を加えたことである。「第8次センサス」においてはじめて取り入れられた漁業従事人数・漁業従事日数規模統計等の再構成によって漁家を判別する諸条件について考察した。第2に、調査客体とすべき漁家の範囲に関して新たな概念上の提示を行ったことである。そこで従前の「海上作業従事日数30日未満」という漁家の下限規定をむしろ引き下げるべきこと、及び日数に限定されない販売金額区分に基づく例外規定漁家を設けるべきことの妥当性について述べた。第3に、世帯員の漁業従事に着目した専兼業把握の的確性を立証して専兼業統計作成上の問題を新たに提起したことである。第4に、漁家の諸階層が多様に存在する要因として、資本力や労働の質の差異に基づく漁業生産力の棲み分け的状况を考察し、世帯員の年令別業種別従事と地域漁業との対応関係について検討すると共に、沿岸漁業の生産力評価に関する問題を提起している。その他、高齢化が進む世帯員の漁業就業の分化傾向の把握に関する手法的吟味など漁家実態を表章する統計上の検討が広くなされている。結論のなかで主論文は、今後の経営主体の展開に対応した漁家区分、漁家規定が必要であ

るとの認識から母集団把握や新たな統計整備の在り方についても提案している。

以上、主論文は、漁家の実態把握の武器として有効な統計上の手だてを種々検討しているが、漁業構造統計の立場からの漁家に関する一連の検討は希少、かつ重要であるのみならず、歴史の転換点においてなされた本研究が今後の漁業経済研究や水産行政に及ぼす影響も非常に大きいと判断しうる。

以上により、申請者の研究成果は水産経済統計の分野において学問的、政策的貢献度が高く、審査員一同は本研究の申請者は博士（水産学）の学位を授与される十分な資格を有すると判定した。